

外国人起業促進事業・国家戦略特区創業活動促進事業一本化について

		在留期間及び要件				
		～6か月	6か月～1年	1年～1年6か月	1年6か月～2年	2年～
	「経営・管理」 (通常)	【在留資格:経営・管理】 ・上陸基準省令上の要件を満たす必要がある 要件①:事業の規模(2人以上の常勤職員 又は 500万円以上の出資金等) 要件②:事業所の確保(コワーキングスペース等は含まれない) 等				
1	外国人創業活動促進事業 (特区事業)	【在留資格:経営・管理】 要件①・②を満たすことを、 6か月猶予	【在留資格:経営・管理】 要件①は満たす必要がある。 要件②を満たすことを、最長1年猶予			
2	外国人起業活動促進事業 (経産省事業)	【在留資格:特定活動(44号)】 要件①・②を満たすことを、最長1年猶予				
2 + 1	起業準備活動期間の延長 (令和4年12月措置)	【在留資格:特定活動(44号)】 要件①・②を満たすことを、最長1年猶予			【在留資格:経営・管理】 要件①・②を満たすことを、 6か月猶予	【在留資格:経営・管理】 要件①は満たす必要がある。 要件②を満たすことを、 6か月猶予
全国 展開 後	外国人起業活動促進事業 に一本化	【在留資格:(P)】 要件①・②を満たすことを、最長2年猶予				
	本邦大学卒業後 起業活動 (法務省事業)	【在留資格:特定活動(大卒後起業活動)】 要件①・②を満たすことを、最長2年猶予 ※卒業後に1又は2を利用して起業活動を行っていた者は、当該事業に基づく在留期間と合計して最長2年				

海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン（令和５年４月２６日対日直接投資推進会議決定）

（２）外国人起業家・投資家の在留資格の要件緩和

○海外のエンジェル投資家に対する在留資格付与の円滑化を図る。【法務省、経済産業省】

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和５年６月１６日閣議決定）

Ⅴ．企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成５か年計画の推進 ２．スタートアップ育成５か年計画の推進

（４）スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築 ⑭海外起業家・投資家の誘致拡大

英国等の諸外国の事例を参照し、国家戦略特区の枠組みも活用しつつ、資産額やスタートアップへの投資実績等を基に、一定額を日本国内に投資すること等を要件として、投資家（エンジェル投資家を含む）向けビザの創設を検討する。

規制改革実施計画（令和６年６月２１日閣議決定）

２．スタートアップの更なる成長

（３）海外活力の取り込み・内外人材活用 （ii）海外起業人材の活躍に資する在留資格等の見直し

No.8 スタートアップへ投資する外国人投資家向け在留資格の創設

スタートアップ企業への海外からの投資を呼び込むため、国家戦略特区において、一定額を日本国内のスタートアップに投資するとともに特区内のスタートアップエコシステムの形成・発展に寄与する活動を行うこと等を要件として、投資家（エンジェル投資家を含む。）向けビザを創設することについて、令和６年度中を目途に必要な措置を講ずる。